

公益社団法人 国際演劇協会日本センター

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人国際演劇協会日本センター（以下、本センターという。）定款第12条及び第30条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、主たる事務所に1週間に3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法という。）第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターは、常勤役員の職務執行および非常勤役員の役務提供の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、「別表役員報酬月額表」に基づき、定例報酬を支給することができる。
- 3 本センターの事業の円滑な実施のために非常勤役員より一定量の役務の提供を受けることができる。その場合には、対価として報酬を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員のうち、理事の定例報酬月額、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表役員報酬月額表」に基づき、その職務、資格等を勘案して理事会で決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表役員報酬月額表」に基づき、監事の協議によって決定するものとする。
- 3 非常勤役員からの役務の提供に対する報酬額については、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事会で決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日、以下順次繰り上げとする。

- 2 非常勤役員の報酬は、役務の提供が発生したときに支払う。支払い期日は、代表理事の定めるところによる。

(報酬の支払方法)

第6条 役員の報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

- 2 役員の報酬は、法令の定めにより控除すべき金額を控除して支給する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、代表理事が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第8条 本センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める「給与規程」に準ずる。

(公表)

第9条 本センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 役員報酬月額表(単位:円) 号報酬月額

第1号	150,000
第2号	200,000
第3号	250,000
第4号	300,000
第5号	350,000